

## 鳥取県障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、障がい者グループホーム（以下「グループホーム」という。）をパニックや発作等を引き起こす恐れのある障がい者及び医療的ケアが必要で四肢麻痺等のある重度の障がい者が利用する場合に、夜間に世話人（以下「夜間世話人」という。）や生活支援員を配置することにより、利用者の安全と安心を確保するとともに、グループホームの設置促進及び運営の安定化を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、本補助金の額に2を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額から間接補助事業に伴う寄付金その他の収入額を控除した額、前項に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）の額及び同表第4欄に定める補助基準額を比較していずれか低い額に2分の1を乗じて得た額以下とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、本補助金の交付を受けようとする年度の5月31日までに行わなければならない。ただし、年度途中で当該事業を開始しようとする場合は、当該日を障がい福祉課長が別に定める日とする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号の1、様式第1号の2及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金を交付するときは、その交付を受ける間接補助事業者に対

し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、 第13条、第14条、第16条 第2項後段、第17条、第25 条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	(削除)	(削除)
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	(削除)	
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助事業者ごとに間接補助金の2割を超える増減、本補助金の増額又は2割を超える減額、夜間において配置する世話人1人当たりの支援人数の変更及び、夜間において配置する世話人の勤務体制以外の変更とする。

2 本補助金の変更承認申請は、本補助金の交付決定を受けた年度の2月末日までに行わなければならない。

3 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項の別に定める変更を定めるに当たっては、間接補助事業者ごとに間接補助金の2割を超える増減、本補助金の増額又は2割を超える減額の変更を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければ

ならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類はそれぞれ様式第1号の1、様式第1号の2及び様式第2号によるものとする。

#### (間接補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

#### (雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成15年8月7日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年5月26日から施行し、平成16年度事業から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月15日から施行し、平成17年度事業から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月13日から施行し、平成18年度事業から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月13日から施行し、平成19年度事業から適用する。

なお、平成19年3月31日までに交付決定された事業については、なお従前の要綱によるものとする。

#### 附 則

1 この要綱は、平成21年7月3日から施行し、平成21年度事業から適用する。

2 平成21年度については、改正後の鳥取県障害者グループホーム等夜間世話人配置事業補助金交付要綱第4条第1項前段の規程にかかわらず、鳥取県障害者グループホーム等夜間世話人配置事業補助金の交付申請の期限を障害福祉課長が別に定める日とする。

3 平成21年3月31日までに交付決定された事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

なお、平成22年3月31日までに交付決定された事業については、なお従前の要綱によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年5月31日から施行し、平成24年度事業から適用する。
- 2 平成24年度事業については、改正後の鳥取県障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業補助金交付要綱第4条第1項前段の規程にかかわらず、鳥取県障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業補助金の交付申請の期限を障がい福祉課長が別に定める日とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月14日から施行し、平成26年度事業から適用する。
- 2 平成26年度については、改正後の鳥取県障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業補助金交付要綱第4条第1項前段の規程にかかわらず、鳥取県障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業補助金の交付申請の期限を障がい福祉課長が別に定める日とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。